

MAPPS ゼミ ⑤

アウトソーシング事業の課題とは

【個人情報保護条例 「適用除外」の例】

●神奈川県 第4節 適用除外（適用除外）

第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (3) 公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している個人情報

◎ 個人情報保護の視点が必須要素に

事務の標準化や汎用システムの開発などを通して進む自治体のアウトソーシング事業だが、いわゆる「電子自治体」を推進する上で課題と目される点は、大きく分けて2つ挙げられる。個人情報保護と情報保管の外部委託である。

個人情報保護は、平成15年5月に交付され、2年後に全面施行となった「個人情報保護法」によって社会的にも大きくクローズアップされた。これまで、内閣府の国民生活局企画課 個人情報保護推進室の管轄であった同法は、本年（平成21年）9月1日から消費者庁へと移管され、個人の権益保護の色合いをさらに強めている。

個人情報保護に関する具体的な施策については、各自治体が条例で定めている。実は国よりも地方が先に着手したという経緯があり、各自治体独自の条例の方がより詳細で厳しい規定となっているケースが多いようだ。

ところで、博物館が取り扱う情報は、作家や寄贈者、友の会会員などの個人情報が含まれる。よって、特にアウトソーシング型のシステムの導入を検討する際には、各自治体の方針を考慮に入れておく必要がある。

具体的には、自館の目指す事業内容と委託先の業者の受託体制が先進自治体が個人情報保護条例に定める規定内容に即しているかどうかを精査すると良いだろう。また、上記神奈川県の事例のように「除外規定」が設けられていることが多いため、あらかじめ調べておきたい。

◎ 情報担当部署からの資料入手を

もうひとつのポイントである情報保管の外部委託に関する是非であるが、情報漏洩事件が各地で多発している昨今では、個人情報保護以上にデリケートな問題と言える。アウトソーシングに慎重な姿勢を取る自治体も出ているため、ぜひ事前に対策を講じておきたい課題となっている。

現状、アウトソーシングを推進する立場を取る政府は、外部委託契約を交わす際の契約書のガイドラインを用意している。今年3月、総務省が配布した「個人情報の取扱に関する特記仕様書（雛型）及び遵守確認表の利用説明書」に定められた管理水準を満たせば問題はないと思われる。

それほど多くはないと考えられるが、自治体によっては、条例上で外部委託そのものを原則認めないとする場合もあるようだ。と言っても、完全に遮断してしまうと事務に支障を来すケースも考えられるため、先の通り除外規定が用意されていることが多い。加えて、委託先業者がセキュリティ水準を満たせば、問題はないと思われる。

原則論は別として、厳格に「情報の外部保管は一切認めない」とする自治体は少ない。そうした回答を受けても、博物館には除外規定が適用できることが多いため、協議が難航しそうな場合はこの点に留意しておくとうまいだろう。

また、情報政策課、情報システム課といった情報担当部署では、こうした資料を用意しているものだ。システム導入を検討する際には、まず確認しておきたい。

Points of View

- コスト以外のポイントは、個人情報保護と外部委託先の環境
- 情報政策課や情報システム課が資料を用意している場合が多い

※無断転載を禁じます。